

豊川サッカー協会 加盟規約（案）

（新規加盟）

- 第1条 本協会にあらたに加盟しようとする団体は、加盟申込書を会長に提出し、理事会の議決を経て総会の承認を得なければならない。
- 2 加盟が認められたときは、団体は登録票を会長に速やかに提出しなければならない。
 - 3 加盟が認められないときは、会長は理由を付した書面をもってその旨を団体に通知しなければならない。

（継続加盟）

- 第2条 加盟団体は、継続して加盟しようとするときは、**協会が指定する日までに継続申請**をしなければならない。なお、この継続**申請**手続きを行わない加盟団体は、自動的に退会扱いとなる。
- 2 **継続加盟は、継続申請が**本協会に到達したときに効力を発生する。ただし、内容に不当または不備が発見されたときはこの限りではない。

（種別）

- 第3条 本協会の加盟団体は、次の5つの種別とする。
- （1）1種 社会人及びシニア
 - （2）2種 高校生
 - （3）3種 中学生
 - （4）4種 小学生以下
 - （5）**女子**

（権利および義務）

- 第4条 加盟団体は、次の事項に関する権利と義務をもつ。
- （1）権利
本協会の事業に組織単位として関与することができる。
本協会が主催する競技会に参加することができる。
 - （2）義務
本協会が定める加盟費を納付すること。
本協会の規約**および各種規程**を遵守すること。

(加盟費)

第5条 加盟団体は、加盟費として年5,000円を納付しなければならない。

(抛出金品の不返還)

第6条 既納の抛出金品は、返還しない。

(細則)

第7条 この規約の施行について必要な細則は、理事会の議決を得て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この規約は、2007年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、2011年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、2014年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、2019年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、2020年4月1日から施行する。

附 則

1 この規約は、2022年4月1日から施行する。